平成２９年（フ）第５１０号
神戸市垂水区桃山台２丁目1188番地の17　グランディア　ミ・アモーレ桃山台206号
債務者　佐藤　元彦
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２８号
神奈川県小田原市国府津2278番地の４　グリーンハイツ303
債務者　劔持　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３４号
神奈川県小田原市東町１丁目５番３号　ドミール五番館102
債務者　尾形　靖生
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３７５号
神奈川県南足柄市塚原2556番地７
債務者　藤田　秀格
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２６号
青森県むつ市横迎町２丁目５番15号
債務者　杉山　美枝
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
千葉県流山市南流山８丁目17番地の１　第２千代田マンション101
債務者　伊藤美奈子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７４号
千葉県流山市市野谷246番地の１（運Ａ16街区７－２）Ｉ－201
債務者　保戸田和則
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７７号
千葉県我孫子市白山１丁目11番26号（102号）メゾンユニベール
債務者　佐藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２１号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目１番地の３　コスモ馬橋102号
債務者　大石　恵里
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２３号
千葉県野田市山崎2697番地の37　マ・メゾン201
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原466番地３　シャトー　Ｓ・Ｋ　102号
債務者　坂東　健二（旧姓桑江）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市首里山川町１丁目38番地１　マンション山川201
債務者　西銘めぐみ（旧姓幸地）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６２号
山口市阿知須602番地９
債務者　村田　敏男
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目10番１号
債務者　金原美知子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
静岡県磐田市福田中島655番地１ボニート101
債務者　安井　　恵（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
静岡県袋井市大門３番地の１　メゾン・プレメール201号室
債務者　髙橋　　衛
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係